

## 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 1 年度届出用)

## 事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	4	6	1	0	8	0	0	2	5	4
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者・開設者	フリガナ	シャカイフクシハウジン サンドウカイ		
	名称	社会福祉法人 参同会		
主たる事務所の所在地	〒	899-0124		
	鹿児島	都・道 府・県	出水市美原町3151番地	
	電話番号	0996-63-8561	FAX番号	0996-68-1350
事業所等の名称	フリガナ	ホクセイエン		提供するサービス
	名称	北星園		
事業所の所在地	〒	899-0124		
	鹿児島	都・道 府・県	出水市美原町3151番地	
	電話番号	0996-63-8561	FAX番号	0996-68-1350
複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数		特定加算(Ⅰ)		( 3 ) 事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		特定加算(Ⅱ)		( 0 ) 事業所
		特定加算(区分なし)		( 0 ) 事業所

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ( <input checked="" type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> 区分なし )
②	現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ( <input checked="" type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III )
③	福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 福祉専門職員配置等加算 <input type="checkbox"/> 特定事業所加算 ) <input type="checkbox"/> 取得無
④	福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 1 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月
⑤	令和 1 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	2,250,000 円
⑥	賃金改善の見込額 ( i - ii )	2,427,920 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	150,194,977 円
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	147,767,057 円
⑦	経験・技能のある障害福祉人材 ( ㊟ ) における平均賃金改善額 ( ( iii - iv ) / v )	36,405 円 ・ 54 人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	75,189,384 円
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	73,114,274 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	57.0 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数)	0 人】
⑧	他の障害福祉人材 ( ㊟ ) における平均賃金改善額 ( ( vi - vii ) / viii )	6,427 円 ・ 48 人
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	51,092,885 円
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	50,794,019 円
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	46.5 人
⑨	その他の職種 ( ㊟ ) 平均賃金改善額 ( ( ix - x ) / xi )	3,596 円 ・ 6 人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	23,912,708 円
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	23,858,764 円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	15.0 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)	2,376,470 円】
⑩	賃金改善実施期間	令和 1 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月
	※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㊟の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	介護職員等特定手当として、令和1年10月から令和2年3月までの期間対象職員を①②③に分け、①は、1人当たり平均36,405円②は、平均6,427円③は、平均3,596円の改善を行う。①の対象者は、経験技能のある介護福祉士等で勤続年数及び経験年数及び役職で区別を行った。また③の対象者で専門職であり当該施設に10年以上の勤続年数で介護福祉士の資格を有する者は①とした。

